

平成 16 年 4 月 15 日

各 位

東京都台東区上野五丁目 6 番 10 号  
コムシード株式会社  
代表取締役社長 福島 雄二  
(コード番号: 3739)  
問い合わせ先 経理部長 長 沢 昭  
電話番号 03 - 5807 - 1258

## 新株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 16 年 4 月 15 日開催の当社取締役会において、当社株式の株式会社名古屋証券取引所セントレックスへの上場に伴う公募新株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 公募新株式発行の件

- |  |  |
|--|--|
| (1) 発行新株式数                                 | 普通株式 1,000 株   |
| (2) 発行価額                                   | 未定   |
| (3) 募集方法                                   | 一般募集とし、エイチ・エス証券株式会社、東海東京証券株式会社、岡三証券株式会社、イー・トレード証券株式会社、松井証券株式会社、ワールド・日栄フィア証券株式会社、リテラ・クリア証券株式会社、安藤証券株式会社に全株式を買取引受させる。<br>なお、一般募集における価格（発行価格）は、今後の取締役会において決定する発行価額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件に基づいて需要状況等を勘案したうえで、平成 16 年 5 月 10 日に決定するものとする。<br>ただし、引受価額が発行価額を下回ることとなる場合、新株式の発行を中止するものとする。 |
| (4) 申込株数単位                                 | 1 株  |
| (5) 払込期日                                   | 平成 16 年 5 月 19 日（水曜日）  |
| (6) 配当起算日                                  | 平成 16 年 4 月 1 日（木曜日）   |
| (7) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他この新株式発行に必要な事項は、 | 今後の取締役会において決定する。   |
| (8) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。       |  |

#### 2. 株式売出しの件

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 売 出 株 式 数 | 普通株式 100 株                              |
| (2) 売 出 価 格   | 未定（売出価格は、上記 1. に記載の一般募集における発行価格と同一とする。） |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

(3) 売出株式の所有者及び売出株式数

売出株式の所有者の氏名	住 所	売出株式数
株式会社平和	群馬県桐生市広沢町 2-3014-8	100 株

- (4) 売 出 方 法            エイチ・エス証券株式会社に全株式買取引受させる。  
ただし、上記1.の公募新株式の発行が中止となる場合は、株式売出しも中止とする。
- (5) 受 渡 期 日            平成16年 5月20日(木曜日)
- (6) 売出価格、その他株式売出しに必要な一切の事項は、今後の取締役会において決定する。
- (7) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

## 【ご参考】

### 1. 募集・売出しの概要

#### (1) 発行新株式及び売出株式数

(イ) 発行新株式数 普通株式 1,000株

(ロ) 売出株式数 普通株式 100株

(2) 需要の申告期間 平成16年 4月27日(火曜日)から  
平成16年 5月 7日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 平成16年 5月10日(月曜日)  
(発行価格及び売出価格は、発行価額以上の価格で、  
仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成16年 5月13日(木曜日)から  
平成16年 5月17日(月曜日)まで

(5) 払込期日 平成16年 5月19日(水曜日)

(6) 配当起算日 平成16年 4月 1日(木曜日)

(7) 株券受渡期日 平成16年 5月20日(木曜日)

### 2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 6,500株

今回の増加株式数 1,000株

増資後の発行済株式総数 7,500株

### 3. 増資資金の使途

今回の公募増資による手取概算額 406,250 千円(注)については、現在の事業拡大及び将来の事業展開に必要な資金に充当する予定であります。具体的な資金需要の発生までは安全の高い金融商品での運用していく予定であります。

(注)有価証券届出書提出時における想定発行価格(450,000円)を基礎として算出した見込額であります。

### 4. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

事業基盤の安定と一層の拡充に備えるために必要な内部留保の充実を念頭に置きながら、財政状態、利益水準及び配当性向等を統合的に勘案して、配当の実施について決定しております。

#### (2) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、将来の事業展開に対処すべく、新規事業の開発資金、技術サービス水準向上のための設備投資、人材育成資金等に充当する所存であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

(3) 今後の株主に対する利益処分の具体的増加策

公募増資後、増配又は株式分割を行うことにより、株主への利益還元を実施したいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

(3) 過去の3決算期間の配当状況

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期
1株当たり当期純利益 又は当期純損益	10,257.20円	1,564.48円	13,446.58円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	-円 (-円)	-円 (-円)	-円 (-円)
実績配当性向	-%	-%	-%
自己資本利益率	48.4%	6.1%	50.0%
株主資本配当率	-%	-%	-%

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び当期純損益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

- 自己資本利益率は、当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、株主資本配当率は配当総額を期末の株主資本で除した数値であります。
- 当社は、平成14年8月1日付けで株式1株につき2.5株の分割を行っております。株式会社名古屋証券取引所の引受責任者宛通知「上場申請のための有価証券報告書(の部)の作成上の留意点について」(平成15年6月23日付名証自規G11号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりであります。なお、平成14年3月期及び平成15年3月期の数値につきましては、証券取引法第193条の2条の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けておりますが、平成13年3月期につきましては、監査を受けておりません。

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期
1株当たり当期純利益 又は当期純損失	4,102.88円	625.79円	13,446.58円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当額)	-円 (-円)	-円 (-円)	-円 (-円)

5. 従業員持株会への販売

引受人は、当社の従業員持株会に対して、公募新株式数1,000株及び売出株式数100株のうち、一定の株数を販売する予定であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

## 6．配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準で定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への配分については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

(注)「4．株主への利益配分」における今後の利益配当にかかる部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。